

〇〇財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 〇〇財務（支）局長 第 号

住 所

商 号

執行役員名

電話番号（ ） ー

投資法人臨時報告書

投資法人の純資産の額が、基準純資産額を下回るおそれがあるので、下記事項について、投資信託及び投資法人に関する法律第215条第1項の規定により届け出ます。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

投資法人の純資産の状況

（金額単位：円）

当期首残高	追加出資		出資の払戻し		運用増減	年 月 日
	出資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額		現在残高

〔参考〕 投資法人の最低純資産額 円

投資法人の基準純資産額 円

（記載上の注意）

法第188条第1項の登録申請書又は法第191条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。